平成２２年（フ）第８６号
鹿児島県霧島市国分名波町13番４―1002号
名波ハイタウン
債務者　田中小百合
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
鹿児島県伊佐市大口青木3023番地８
債務者　福部　博子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
鹿児島県伊佐市菱刈重留1301番地
債務者　米丸　美紀
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
鹿児島県霧島市霧島田口2388番地７
債務者　福岡　一成
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
鹿児島県霧島市霧島田口2388番地７
債務者　福岡　紋子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１５６号
沖縄県那覇市宇栄原１丁目８番15号　浜平アパート201
債務者　比嘉　宗雄
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３７号
岩手県北上市小鳥崎１地割２番地12　サンライフ英華Ａ棟
債務者　遠藤　京子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２２４号
秋田市下北手松崎字家ノ前11番地10　アルカサーノ松崎２Ｃ
債務者　銭谷　智弥
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６２号
茨城県取手市東５丁目４番37号
債務者　郡司　　薫
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
茨城県龍ケ崎市平台２丁目11番地７
債務者　金子　亜希
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
茨城県取手市宮和田65番地５
債務者　杉山　　登
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
茨城県取手市宮和田65番地５
債務者　杉山　公子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第９３号
茨城県牛久市神谷６丁目18番地18
債務者　宮崎　弘司
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
茨城県稲敷市浮島3576番地２
債務者　サカモト　スパップ
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
茨城県取手市新町４丁目11番９号、居所埼玉県川口市榛松805番地１
債務者　安宅　定雄
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
茨城県龍ケ崎市2733番地１　サンライズオオムラ207号室
債務者　鴻巣　光男
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
石川県加賀市松が丘３丁目３番地１ロイヤルハイツ松が丘103号室、住民票上の住所石川県小松市矢田町ワ49番地21
債務者　福浦　恭紀
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
金沢地方裁判所小松支部